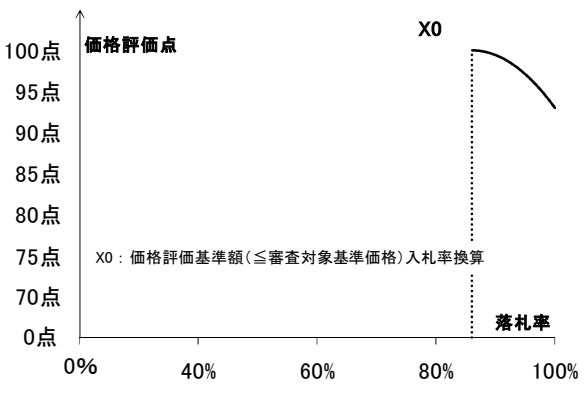
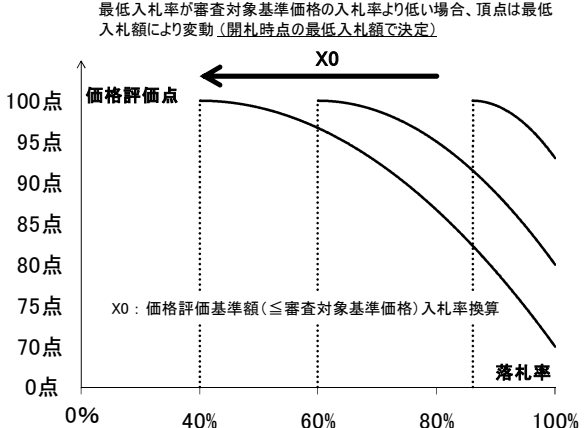


工事総合評価落札方式における価格評価基準額の設定方法の変更について

西日本高速道路(株)では、工事における価格評価基準額の算定として平成23年度から土木工事系工種と機器設置系工種とを設定しておりますが、適正な利潤の確保及び担い手確保を目的とした品確法並びに昨今の契約の状況を勘案し、令和6年7月以降に公告する工事について、一部の工種について区分の見直しを行うこととしましたのでお知らせいたします。

◆改正内容 (赤字部分が改正箇所)

| 区分 | 土木工事系工種 | 機器設置系工種 ※2 |
|---------|---|---|
| 工種 | 土木、土木補修、舗装、PC橋上部工、鋼橋上部工、橋梁補修改築工、建築、電気、 通信 、 管 、 塗装 、 造園 、道路付属物工、道路保全土木、道路保全施設 | トンネル非常用設備、受配電設備、遠方監視制御設備、伝送交換設備、交通情報設備、無線設備、トンネル換気設備、機械設備 ※通信、塗装、造園は、土木工事系工種に移行します。 |
| 価格評価基準額 | 審査対象基準価格 ※1 を価格評価基準額とします。 | 審査対象基準価格を価格評価基準額とするが、審査対象基準価格を下回る入札者がある場合、開札時において最低の入札額を価格評価基準額とします。 |
| イメージ |  |  |

※1 審査対象基準価格について

低入札調査を実施する基準額を審査対象基準価格といいます。この価格未満の入札者が、落札予定となる場合、低入札調査を実施します。

この額は、価格評価基準額と算出方法は同一です。但し、「土木工事系工種で価格落札方式を適用し、審査対象基準価格以上契約制限価格以下に入札を行った者がいる場合は、低入札調査は行いません。

※2 機器設置系工種では、入札参加者の入札額と審査対象基準価格のうちどちらか低い方を価格評価基準額としていることから、価格評価基準額は変動することとしています。